

郡上市商工会会員事業者販路開拓支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、郡上市商工会会員事業者が自社製品等の販路拡大を図るため展示会、見本市等に出展した際、その費用の一部を助成することにより、販路拡大の機会を増やし、売上増加を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、郡上市商工会会員事業者とする。

(助成対象)

第3条 展示会、見本市等の出展に係る以下の費用を助成対象とする。

- 1 出展小間料
- 2 小間装飾費等
- 3 交通費（ガソリン代、高速道路代、公共交通機関の運賃）
- 4 宿泊費（商工会宿泊規程の範囲）

(助成限度額)

第4条 助成対象費用の2分の1とし、上限は5万円までとする。

なお、同一の補助対象者に対し、1会計年度内において1回に限るものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、展示会、見本市等の出展にあたり、事前に郡上市商工会販路開拓支援助成金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて商工会長に提出する。

- 1) 助成対象経費（見積書、開催要領等による積算根拠）
- 2) その他、会長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 商工会長は、前条の要項により助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書（様式2）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 商工会長より交付決定を受けた事業者は、展示会、見本市等の出展後、当該経費の支出が確認できる書類を助成金請求書（様式3）に添付し請求する。

- 1) 助成対象経費の支払いが確認できる書類（領収書、振込依頼書）
- 2) その他、商工会長が必要と認めるもの

（助成金の交付）

第8条 商工会長は、前条の要項により、助成金の交付決定後、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の予算額）

第9条 助成金の予算額は30万円とし、予算総額を執行した段階で、実施期間の途中であっても終了する。但し、商工会長が必要と認めた場合は協議する。

（助成事業の実施期間）

第10条 本事業の実施期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとする。

（その他必要な事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工会長が別に定めるものとする。

付則

（施行期日）

1. この要綱は、平成31年4月1日から施行する。